

## 覚

## 書

最高裁判所（以下甲という。）と株式会社三井住友銀行（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する東京地方裁判所判事補沓掛遼介（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、企業調査部に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

### （派遣中の服務）

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため

甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

平成25年3月26日

甲 最高裁判所事務総局

人 事 局 長

安 浪 亮 介

乙 株式会社三井住友銀行

[Redacted]

[Redacted]

## 覚

## 書

最高裁判所（以下甲という。）と出光興産株式会社（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する東京地方裁判所立川支部判事補前澤利明（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、人事部に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

### （派遣中の服務）

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため

甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

平成25年3月26日

甲 最高裁判所事務総局

人 事 局 長

安 浪 亮 介

乙 出光興産株式会社

[Redacted]

[Redacted]

## 覚

## 書

最高裁判所（以下甲という。）と花王株式会社（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する東京地方裁判所立川支部判事補松原平学（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、法務コンプライアンス部門法務部に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

### （派遣中の服務）

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため

甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

平成25年3月26日

甲 最高裁判所事務総局

人事局長

安 浪 亮 介

乙 花王株式会社

[Redacted]

[Redacted]

## 覚

## 書

最高裁判所（以下甲という。）と味の素株式会社（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する横浜地方裁判所判事補今村あゆみ（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、法務部等に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

### （派遣中の服務）

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため

 甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

平成25年3月26日

甲 最高裁判所事務総局  
人 事 局 長 安 浪 亮 介

乙 味の素株式会社  
 

## 覚

## 書

最高裁判所（以下甲という。）と株式会社三菱東京UFJ銀行（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する横浜家庭裁判所判事補植月良典（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、国際業務部等に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

### （派遣中の服務）

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため

甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

平成25年3月26日

甲 最高裁判所事務総局

人 事 局 長 安 浪 亮 介

乙 株式会社三菱東京UFJ銀行

## 覚

## 書

最高裁判所（以下甲という。）と株式会社小松製作所（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣するさいたま地方裁判所川越支部判事補藤田晃弘（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、法務部等に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

### （派遣中の服務）

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため

甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

平成25年3月26日

甲 最高裁判所事務総局

人 事 局 長 安 浪 亮 介

乙 株式会社小松製作所

[Redacted signature]

[Redacted signature]

## 覚

## 書

最高裁判所（以下甲という。）と株式会社日立製作所（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する千葉地方裁判所松戸支部判事補加藤弾（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、法務・コミュニケーション統括本部法務本部に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

### （派遣中の服務）

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため

 甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

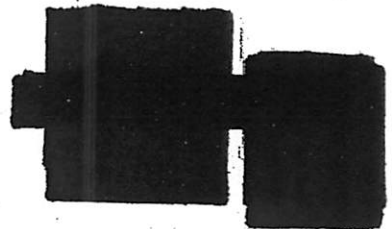
平成25年3月26日

甲 最高裁判所事務総局  
人 事 局 長

安 浪 亮 介

乙 株式会社日立製作所





## 覚

## 書

最高裁判所（以下甲という。）と積水化学工業株式会社（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する大阪地方裁判所判事補長峰志織（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、CSR部等に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

### （派遣中の服務）

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため

甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

平成25年3月26日

甲 最高裁判所事務総局

人 事 局 長 安 浪 亮 介

乙 積水化学工業株式会社

## 覚 書

最高裁判所（以下甲という。）と株式会社島津製作所（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する大阪地方裁判所判事補木戸口由佳（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、人事部に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

### （派遣中の服務）

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため

 甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

平成25年3月26日

甲 最高裁判所事務総局  
人 事 局 長

安 浪 亮 介

乙 株式会社島津製作所





## 覚

## 書

最高裁判所（以下甲という。）とアイシン精機株式会社（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する名古屋家庭裁判所判事補中畑章生（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、人材開発部に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

### （派遣中の服務）

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため

甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

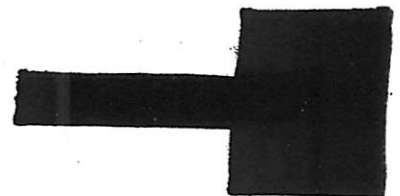
平成25年3月26日

甲 最高裁判所事務総局

人 事 局 長

安 浪 亮 介

乙 アイシン精機株式会社



## 覚 書

最高裁判所（以下甲という。）と西日本鉄道株式会社（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する福岡地方裁判所判事補中出暁子（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、人事部人材開発課等に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

### （派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

### （派遣中の服務）

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため

甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

平成25年3月26日

甲 最高裁判所事務総局

人事局長 安浪亮介

乙 西日本鉄道株式会社

## 覚

## 書

最高裁判所（以下甲という。）とＴＯＴＯ株式会社（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣する福岡地方裁判所小倉支部判事補荒井格（以下丙という。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

### （派遣の目的）

第１条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

### （研修員の所属）

第２条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、お客様本部商品技術部等に配属されるものとする。

### （派遣の期間）

第３条 丙の派遣期間は、平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### （派遣中の給与）

第４条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

### （派遣中の費用）

第５条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

### （派遣中の勤務条件）

第６条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して１週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

### （派遣中の服務）

第７条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため



甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

平成25年3月26日

甲 最高裁判所事務総局

人 事 局 長

安 浪 亮 介

乙 TOTO株式会社

